							(R6. 4. 1規在)
市町村名	事業名	開始 年度	助成対象者・支給要件	助成対象者に対する 県の不妊治療費助成 事業との関係	対象治療法	助成(限度)額・回数・期間	問合せ先 (電話番号)
1 鹿児島市	鹿児島市不妊治療費助成事業	R5	・保険診療の不妊治療を行った夫婦 ・夫婦のうちどちらかが市民		(生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 等 (一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 等 (検査) (薬物治療)	・保険診療分の自己負担額の2分の1 (上限5万円) ・1年度につき1回のみ申請 ・所得制限なし ・年齢制限・回数制限は、保険診療の制度に準ずる	母子保健課 099-216-1485
	不育症治療費助成事業	Н30	・医師に不育症と診断された夫婦 ・夫婦のうちどちらかが市民 ・市民である期間の治療 ※所得制限・対象年齢制限なし		(不育症治療) ・不育症に関する治療及び 検査	・1回の妊娠に係る治療及び検査につき30万円 まで ※助成回数の制限なし	
2 鹿屋市	「鹿屋市不妊治療費助成事業	H19	・法律上の婚姻をしていること。(事実婚を含む) ・市に治療者が1年以上居住 ・市税等の滞納なし	県の先進医療不妊治療費 助成事業承認決定によら ず助成(ただし、県の助成 (先進医療)を除いた額)	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精など (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精など (男性不妊治療) ・ 生殖補助医療の一環(手術療法 など)	(保険適用) ・1年度10万円上限 ・通算5年間 (保険適用外を含む) ・1年度20万円上限 ・通算5年間	健康增進課 0994-41-2110
3 枕 崎 市	ī 枕崎市不妊治療費助成事業	H28	以下、全治療共通 ・夫婦のうちどちらかが市民 ・治療開始時に夫婦(事実境を含む。)である こと ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ・夫婦とも公的医療保険に加入 ・市税等の滞納がないこと (先進氏治療費助成事業承認決定者のみ助成のため、県の対象者条件に準ずる	(先進医療) 県の不妊治療費助成事業 承認決定者のみ助成。 ただし、県の支給額を除 いた額。	以下全治療に共通、 保険診療に係る自己負担となる部分の 治療費の一部助成 (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微優療 (先進医療 保険適用と併用可能な先進医療の助成 ※県の先進医療不妊治療費助成の承認 決定を 受け、それを除いた額 (一般工受持 ・タエイミ ・タエイミ ・チャリ誘発法 (男性不妊治療)	(生殖補助医療) ・年間助成限度額 10万円 (凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したものについて年間助成限度額 5万円) (先進医療) ・年間助成限度額 10万円 (一般不妊治療) ・年間助成限度額 5万円 (男性不妊治療) ・年間助成限度額 10万円 (男性不妊治療) ・年間助成限度額 10万円 ※すべて通算助成期間 6年間	健康課 (枕崎市健康セン ター) 0993-72-7176
4 阿久根市	「阿久根市不妊治療等費助成事業	特定 H21 一般 等 R2	・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし ・戸籍上の夫婦	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除い た額)	(生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微死性治療) ・タイミ治療法 ・人工授精等 (男性不妊治療) (男性不妊治療)	(生殖補助医療) (男性不妊治療) ・1年度上限30万円 (一般不妊治療) (不育治療) ・1年度上限15万円 通算助成期間 5年間	こども保健課 0996-79-3039
5 出 水 市							健康増進課(出水保 健センター) 0996-63-2143
6 指 宿 ホ							健康増進課健康指 導係 (指宿保健セン ター) 0993-22-2111

7	西之表市							健康保険課健康増 進係(西之表市保 健センターすこや か) 0997-24-3233
8 垂水市	垂水市	垂水市不妊治療費等助成事業 ( <u>特定不妊治療部分</u> )	H28	・法律婚及び事実婚の夫婦 ・市税等の滞納なし ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳 未満 ・夫婦いずれか又は両方が垂水市内に住所 を有する	県の先進医療不妊治療費 助成事業承認決定によら ず助成ただし、県の支給 額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	・1回10万円上限     ・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合:6回・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上43歳未満である場合:3回	保健課 0994-32-1116
		垂水市不妊治療費等助成事業 ( <u>不育症治療部分</u> )	R4	・法律婚及び事実婚の夫婦 ・市税等の滞納なし ・夫婦いずれか又は両方が垂水市内に住所 を有する ・その他県の要綱に準じる	県の不育治療費助成事業 承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除い た額)	(不育症治療) ・不育症に関する治療及び 検査	・1回10万円上限 ・回数制限はなし ・不育症の検査又は治療を開始した日から出産又は医 師の判断により治療が終了した日を期間とする	保健課 0994-32-1116
9	薩摩川内市	薩摩川内市不妊治療費等助成事業(コウノ トリ支援事業)	H18	・戸籍上の夫婦、事実婚関係にある夫婦 ・市に3か月以上居住 ・国民健康保険又は他の健康保険等 へ ・市税等の滞納なし ・配偶者が前2項目の要件を充足	県の先進医療不妊治療費 助成事業承認決定によら ず助成化上だし、県の支給 額を除いた額)	・体外受精 ・頻微授精 ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・その他医師が行う不妊治療で保険 適用のもの ・上記と併用して行った先進医療 (不育治療) ・不育治療	(不妊治療) ・1年度20万円上限 (不育治療) ・1年度10万円上限 (不妊・不育共通) ・甑地域については旅費助成	市民健康課 (JII内保健セン ター) 0996-22-8811
10	日 置 市	日置市不妊等治療費助成事業 (ひおきベビカムサポート事業)	H23	・夫または妻(事実婚含む)が日置市に1年以上住所を有すること ・市税等の滞納がないこと ・公的医療保険に加入していること ※年齢制限については設定の予定なし	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成 <i>ただ</i> し、県の支給額を除い た額)	(不妊治療) 医師が認めた不妊治療(男性不妊治療 含む)及び治療に必要な検査 (不育症治療) 医師が認めた不育症に関する治療や検 査及び妊娠後に行う検査	(不妊治療) ・助成額 自己負担額の1/2 ・助成額の上限 1年度あたり20万円 ・回数 上限なし ・期間 1出産(妊娠12週以降)につき治療を開始した年度から連続する5年度 (不育症治療) ・助成額 自己負担額の1/2 ・助成額の上限 1年度あたり10万円 ・回数 上限なし ・期間 1出産(妊娠12週以降)につき治療を開始した年度から連続する5年度	健康保険課 099-248-9421 (直通)
11	曽 於 市	<b>曽於市不妊治療費助成事業</b>	R4	・市税等の滞納なし ・市に夫婦いずれかが3か月以上居住 ・法律婚及び事実婚の夫婦 ・夫婦とも公的医療保険加入 ・妻の年齢が43歳未満	県の先進医療不妊治療費 助成事業承認決定者によ らず助成(ただし、県の支 給額を除いた額)	・生殖補助医療(男性不妊治療含) ・一般不妊治療 ・先進医療 保険適用・保険適用外いずれも対象	・1年度50万円上限 高額療養費・付加給付・その他の助成額を控除した額	こども未来課 0986-76-1734
12	霧島市							健康増進課 保健予防グループ 0995-64-0905
13	い ち き 串 木 野 市	いちき串木野市特定不妊治療費助成事業	H23	・医師による不妊治療を受けていること ・法律婚の夫婦及び事実婚の夫婦 ・申請日において市に連続3か月以上居住 ・市税等の滞納なし ・公的医療保険に加入していること	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成 <i>ただ</i> し、県の支給額を除い た額)	<ul><li>(4) 人工授精</li><li>(5) タイミング療法</li></ul>	A (1) ~ (3) と (7) 助成限度額:1年度上限30万(治療開始から5年間) B (4) ~ (7) 助成限度額:1年度上限10万(治療開始から2年間)	子どもみらい課 子育て健康係 0996-24-8310

14 南さつま市	「南さつま市不妊治療費等助成事業	特H年 一H年 不症年	・市に1年以上居住 ただし1年以内であっても住宅を取得して そこに居住している場合は助成可能 ・所得要件を廃止 ・事実婚でも可能 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成 <i>た</i> だし、県の支給額を除い た額)	(不妊治療) 医師が必要と認めた不妊症の原因を 特定する検査及び治療 (不育症治療) ・医師が認めた不育症の原因を特定 する検査及び治療 ※いずれも保険外診療も含む	(不妊治療) 一度の妊娠について助成額は下記のとおりほかの助成を受けたあと、残った自己負担額・女性が行った不妊治療・通算50万円まで・男性が行った不妊治療・通算30万円まで (不育症治療) ほかの助成を受けた後、残った自己負担額 一度の妊娠につき通算30万円まで ※ほかの助成に公的保険の支給(高額療養費、付加給付)を含む	子ども未来課 0993-76-1541
15 志布志市	ī 志布志市不妊治療費助成事業	H20	・法律上婚姻している夫婦及び事実婚の夫婦 婦 ・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除い た額)	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 ・顕微授精 ・男性不妊治療(精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術) その他医師が必要と認めた不妊治療	・1年度20万円上限 ・回数制限なし ・年齢制限なし	保健課 099-474-1111 (内165)
16 奄 美 市	· 奄美市不妊治療費等支援事業	H28	・法律上婚姻している夫婦または事実婚状態にある夫婦 ・市にる3 カ月以上居住 ・国民健康保険又は社会保険への加入 ・市税等の滞納なし ・対象者の治療開始年齢が43歳未満	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除い た額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微化妊治療) ・最微化妊治療 ・一般不妊疫精 ・タイミ発生 ・タリア・カー・・ ・非明誘療) (男性不妊治療) (男性不検査)	(特定不妊治療) ・1年度20万円上限 (一般不妊・不育治療) ・1年度5万円上限 (不妊・不育共通) ・治療費用の自己負担分の2分の1 ・通算5年間 (男性不妊治療) ・治療費の自己負担分の2分の1、単年度10万円上限 (不妊検査) ・検査費用の自己負担分の2分の1、単年度2.5万円上限	健康增進課 0997-52-1111 (内5057)
17 南九州市	ī 南九州市不妊治療費助成事業	H25	・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし		(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 ・生殖補助医療) ・体外受精 ・顕性が受精 ・顕性がに治療) 精巣又は精巣上体から精子 を採取するための手術	(一般不妊治療)  • 1年度5万円上限  • 通算2年間  (生殖補助医療)  • 1年度20万円上限  • 通算5年間  (男性不妊治療)  • 1年度10万円上限  • 通算5年間	福祉健康課 保健予防係 0993-58-7221
18 伊 佐 市							こども課 0995-23-1311
19 姶 良 市							子どもみらい課 母子健康支援係 0995-66-3293
20 三 島 村							民生課 099-222-3141
21 十 島 村	十島村不妊治療費助成事業	H29	・村に3か月以上居住 ・村税等の滞納なし ・年齢上限なし	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除い た額)	(特定不妊治療) ・体外徴授精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・これらに必要な検査	(特定不妊治療) ・1回の治療につき20万円上限 ・通算5回 (一般不妊治療) ・治療開始の日の属する月の初日から2年間 (前期・後期の2期) ・治療費用の自己負担分の2分の1 (前期・後期ごとに5万円上限)	住民課 099-222-2101

					T			
22	さつま町	さつま町こうのとり支援事業	R4	・町に1年以上居住し、法律上の婚姻をしていること ・町税等の滞納なし		・保険適用となる不妊治療 ・保険適用となる不育症治療	・1年度につき1夫婦当たり30万円を上限に助成(高額療養 費支給額助成を控除した額とする。保険適用となる不妊治 療は先進医療不妊治療費助成事業と合計し、30万円を上限 とする。)	こども課 こども健康係 0996-24-8941
	C 7 & m	さつま町先進医療不妊治療助成事業	R5	・町に1年以上居住し、法律上の婚姻をしていること ・町税等の滞納なし	県の先進医療不妊治療費 助成事業承認決定によら ず助成(ただし、県の助成 (先進医療)を除いた額)	・保険診療と併用可能な先進医療不妊 治療	・さつま町こうのとり支援事業(健康保険適用分)と合計し、1年度あたり1夫婦あたり30万円を上限に助成(鹿児島県先進医療不妊治療費助成金の助成を控除した額とする。) ・回数は健康保険が適用される回数まで	こども課 こども健康係 0996-24-8941
23	長島町	長島町エンゼル支援事業	H13	・町に1年以上居住し、 婚姻後1年以上経過した夫婦 ・国民健康保険又は社会保険への 加入	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成 (ただし、県の支給額を除い た額)	(特定不妊治療) (一般不妊治療) (不育治療) ・不妊及び不育に関する 検査及び治療費	・1年度10万円上限	町民保健課 保健予防係 0996-86-1157
24	湧 水 町	湧水町不妊治療費助成事業	R5	・法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚であること・夫もしくは妻のいずれか一方または両方が町内に1年以生住所を有していること・各税金等を滞納していないこと・治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下であること	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成	<ul> <li>体外受精</li> <li>顕微授精</li> <li>凍結贬移植</li> <li>人工授精</li> <li>タイミング療法</li> <li>排卵誘発法療</li> <li>男性不妊治療</li> </ul>	・1年度あたり15万円を限度に通算5年間	健康増進課 0995-74-3111
25	大 崎 町	大崎町不妊治療費助成事業	H21	・夫若しくは妻のいづれか一方又は 両方が町に1年以上居住 ・町税等の滞納なし ・法律上の婚姻をしている又は事実婚関係 にある夫婦	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除い た額)	(一般不妊治療) ・タイミング法・人工授精 (特定不妊治療) ・体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療 ・先進医療 ・先他医師が必要と認めた不 妊治療	(保険適用の不妊治療) ・1年度10万円上限 ・1年度20万円上限 ・1年度20万円上限 ・1人当たり、1年度20万円上限 ・1大婦当たり、1年度20万円上限 ・1美婦当たり、1年度2回まで ・通算5年間	保健福祉課 099-476-1111
26	東串良町	不妊治療費助成事業	H28	・夫婦の一方又は両方が町に3か月以上居住・法律上婚姻している又は事実婚関係にある夫婦 ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成 ただし、県の支給額を除い た額)	(一般不妊治療) ・タイミング療法・人工授精等 (生殖補助医療) ・体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療 (先進医療) (その他医師が必要と認めた不妊治 療)	左記治療の保険適用分・保険適用外の自己負担分に対し、 1年間20万を上限に助成。(※高額療養費・付加給付・そ の他の助成額を控除した額とする。) ・通算 5 年間	福祉課 国保保健衛生係 0994-63-3103
27	錦江町	錦江町不妊治療費助成事業	H21	・町に3か月以上居住 ・法律上婚姻している夫婦 ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成 <i>ただし、</i> 県の支給額を除い た額)	(特定 ・体外受精 ・顕微受精 ・一般不妊治療 ・タイミング療法 ・排卵誘発精 ・排甲誘発精 (男性不妊治療) (先在医療) (先進の他医師が必要と認める不妊治療)	(保険適用の不妊治療) ・1年度当たりの上限額10万円 (保険適用外・先進医療を含む不妊治療) ・1年度当たりの上限額20万円	健康保険課 健康増進チーム 0994-22-3044
28	南大隅町	南大隅町不妊治療費助成金助成事業	H25	・町に1年以上居住 ・町税等の滞納なし ・武律上婚姻している夫婦及び、事実上婚 姻関係と同様の夫婦 ※対象年齢制限なし	県の不妊治療費助成事業 承認決定によらず助成 ただし、県の支給額を除い た額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・操物で発育 ・風微で妊治療) ・タイミン療法 ・ホル・アン療法 ・ボル・アン療法 ・ボル・アン療法 ・休りに受ける。 ・人工・アン・・人工・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	・1年間に上限額10万円 ・通算5年間	町民保健課 子育て包括推進係 0994-25-1500

29 肝 付 町 肝付町不妊治療費助成事業	H27		0不妊治療費助成事業 2決定によらず助成	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕性不妊手術 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・ホルモシ療法 (排卵誘発法等含む) ・人工授精等	※左記治療の保険適用分・保険適用外の自己負担分(高額 療養費分除く)に対し、1年間20万を上限に助成。	健康增進課 0994-65-2564
30 中種子町						地域福祉課こども 未来係 0997-27-1111
31 南種子町						くらし保健課 0997-26- 1111 (131)
32 屋久島町						福祉支援課 子育て支援係 0997-43-5900
33 大 和 村 大和村不妊治療費等支援事業	R6	・法律婚又は事実婚で夫又は妻のいずれかが村に3ヶ月以上住所を有していること。 ・医師により妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと診断され、不妊治療又は不育治療を受けた者。 ・治療初日に妻の年齢が43歳未満。 ・村税等の滞納がない者。		(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・運結胚移植 ・探卵したが卵が得られない等のため 中止したもの ・男卵したが身。 ・人工授治療 ・人工授制 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 (不育治療) ・不育治療	・治療費の1/2の額。(年間20万円を上限)	保健福祉課 0997-57-2218
34 宇 検 村						<u>保健福祉課</u> 0997-67-2212
35 瀬 戸 内 町 瀬戸内町不妊治療等支援事業	H29		の不妊治療費助成事業 3決定によらず助成	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・顕微授精 ・凍粧胚移植 ・実性胚妊治療 (一般不妊治療) ・人工浸・が療法 ・排卵誘発法 (不育治療)	(特定不妊治療) ・治療費の 1/2 の額。(年間20万円を上限) (一般不妊治療) ・治療費の 1/2(年間5万円を上限) (不育治療) ・治療費の 1/2(年間5万円を上限)	保健福祉課 保健予防係 0997-72-1068
36 龍 郷 町 龍郷町不妊治療費等支援事業	H25	・国民健康保険又は社会保険への 承認	の不妊治療費助成事業 3決定によらず助成(た ル, 県の支給額を除い 割)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・顕微形移植 ・採卵じたが卵が得られない等のため中止したもの (一般不妊治療) ・人工授者 ・タイ氏を発法 ・排卵誘発法 ・・・不育治療 ・・不育治療	(特定不妊治療) ・県の不妊治療費助成金を控除した後の治療費の自己負担となる費用(年間20万円を上限) (一般不妊・不育治療) ・治療費のうち自己負担となる費用(年間5万円を上限) ・通算5年間	子ども子育て応援 課 0997-69-4555

37 喜 界 町			保健福祉課 包括保健チーム 0997-65-3522
38 徳 之 島 町			保健センター (0997-83-3121)
39 天 城 町			けんこう増進課 保健予防係(保健セ ンター) 0997-85-4100
40 伊 仙 町			伊仙町役場 子育 て支援課 0997- 86-3114
41 和 泊 町			保健福祉課(保健センター) 0997-84-3526
41 知 名 町			保健センター
43 与 論 町			健康長寿課(保健センター)